





























































































	エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新
⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、改修及びこれらの附帯施設の整備
⑪連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及びこれらの附帯施設の新設又は改良
⑫林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良
生産機械施設 ⑬高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑭農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑮林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設並びにこれらの附帯施設の整備
⑯特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑰農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑱農林水産物集出荷貯蔵施設	ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規就業者等技術習得管理施設 ⑲新規就農者等技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等並びにこれらの附帯施設の整備
簡易給排水施設等 ⑳簡易給排水施設	農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉑飲雑用水・防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設、簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備
農山漁村定住促進施設 ㉒農山漁村定住促進施設	ア 新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用した新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉕農林漁業・農山漁村体験施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉖地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備

<p>地域資源循環活用施設 ⑬リサイクル施設</p>	<p>家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>⑭自然・資源活用施設</p>	<p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>地域住民活動支援促進施設 ⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p>	<p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>農地等補完保全整備 ⑯産地振興追加補完整備 (1) 農業用排水施設 (2) 農道 (3) 区画整理 (4) 暗渠排水 (5) 土層改良 (6) 農用地造成 (7) 農地保全 (8) 営農用水施設  (9) 生産環境整備 (10) 生産技術高度化施設 (11) 農作物被害防止施設 (12) 附帯整備 (13) 基本条件確保整備</p>	<p>既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗渠の新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農村振興局長通知）別紙1-1の別表の区分欄の2の事業種類欄の（4）に掲げる事業及び区分欄の3に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの（営農用水施設を除く。） 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等及びこれらの附帯施設の整備 農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設の整備 （1）から（8）までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備 （1）から（8）までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（2の（9）のケに規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備</p>
<p>⑰小規模農林地等保全整備 (1) 景観保全型  (2) 集落機能・地域景観型  (3) 環境創造・保全型</p>	<p>美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 ア 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 イ 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 ウ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 エ 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 オ 土地改良施設等保全 （ア）農業用排水施設の保全 （イ）農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 （ウ）農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備 ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 ウ 暗渠の新設又は変更 エ 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 オ 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） カ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 キ 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ク 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備 ケ 林道及び作業路の開設改良、森林の保全管理及びこれらの附帯施設の整備 自然再生の視点に基づく次の整備とする。 ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工 イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 ウ イの整備に係る跡地の整地 エ 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備 （ア）土地改良施設の補修</p>

	<p>(イ) 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(ウ) 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備</p> <p>オ 農地の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備</p> <p>(ア) 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ) 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地</p> <p>カ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）</p>
<p>景観・生態系保全整備</p> <p>㊸景観・生態系保全整備</p> <p>(1) 景観保全型</p>	<p>農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。</p> <p>ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景。なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。</p> <p>(ア) 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設</p> <p>(イ) 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等</p> <p>(ウ) 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設</p> <p>イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景</p> <p>ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景</p> <p>エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景</p> <p>オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景</p> <p>カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景</p> <p>キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景</p> <p>ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景</p> <p>コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景</p> <p>サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景</p> <p>(ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景</p> <p>セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景</p> <p>ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景</p> <p>タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景。ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。</p> <p>(ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設</p> <p>(イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設</p> <p>(ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。）</p> <p>(エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの</p>

<p>(2) 環境創造型</p>	<p>自然再生の視点に基づく次の整備とする。</p> <p>ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等） (キ) その他生態系の保全施設</p> <p>ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
<p>指定棚田地域保全整備 ⑩指定棚田地域保全整備</p>	<p>棚田の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持のために指定棚田地域において行う次の整備とする。</p> <p>ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工 イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 ウ イの整備に係る跡地の整地</p> <p>エ 棚田の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備</p> <p>(ア) 棚田の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備 (イ) 棚田の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地</p> <p>オ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）</p> <p>カ 指定棚田地域における棚田内において、都市住民との交流促進のために行う遊歩道等の改修及び修景</p> <p>キ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景</p> <p>(ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>ク 棚田の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>ケ 棚田における生態系保全のために必要な次の整備</p> <p>(ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等） (キ) その他生態系の保全施設</p> <p>コ ク及びケの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

## 2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の①連絡農道、⑬高生産性農業用機械施設、⑭農業経営改善安定機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設、⑳地域連携販売力強化施設、㉑リサイクル施設、㉒自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑭農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 事業実施主体は、市町村、農業協同組合又は地方公共団体等が出資する法人とする。
- (イ) リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の認定を受けた農業者とする。
- この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであることなどの基準により認定するものとする。
- (ウ) 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほかには育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であることとする。
- (エ) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数÷年間管理費」以下であることとする。
- (オ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであることとする。
- (カ) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものとする。
- (キ) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものとする。
- なお、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、契約の締結に当たっては、あらかじめ計画主体と協議するものとする。
- イ ①連絡農道及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでについては、受益面積が1事業地区についておおむね団体営(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第50条に定める要件を満たさない事業をいう。以下この別表において同じ。)級以下であること。
- ウ ㉒自然・資源活用施設のうち、発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設又は㉑地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。
- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の⑫林道・作業道、⑮林業機械施設及び⑯特用林産物生産施設とし、⑫林道・作業道については、次の要件を満たすものとする。
- ア 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。
- イ 自動車道における改良工事の規模は、利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。
- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の⑳農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設及び㉒自然・資源活用施設のうち発電設備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉒自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設に附帯する設備とする。
- (4) 1の(4)において実施できる事業は、1の表の㉑地域資源活用起業支援施設とする。
- (5) 1の(5)において実施できる事業は、1の表の①連絡農道、㉒廃校・廃屋等改修交流施設、㉒自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉒自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉒廃校・廃屋等改修交流施設に附帯する設備とする。
- イ ㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
- ウ ㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のケの事業の内容欄の森林の保全管理にあつては、集落又は基幹施設周辺の5ha未満とする。
- (6) 1の(6)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、㉑飲雑用水・防災安全施設、㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉑景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 次の(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす地域で実施するものとする。
- (ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域
- (イ) 環境創造区域(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について(平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知)第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下同じ。)
- (ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域
- イ 原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。ただし、㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のアからエまでを整備する場合を除く。
- ウ ㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のア及びイについては、アの(ウ)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工

種の合計の受益面積は1ha以上とする。

- (7) 1の(7)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑳簡易給排水施設及び㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑳簡易給排水施設は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) ⑳簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。
- (イ) ⑳簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしているものとする。
- a 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出される尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。
- b 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。
- イ ㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農畜第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。
- (イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- (8) 1の(8)において実施できる事業は、1の表の㉒農山漁村定住促進施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉒農山漁村定住促進施設のうちアの施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 当該施設については、事業実施主体が所有又は使用権を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。
- (イ) 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。
- イ ㉒農山漁村定住促進施設のうちイの施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
- (イ) 原則として、当該施設の受益地内にある既存施設及び設備（以下「既存施設等」という。）を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編（以下「再編」という。）を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
- (ウ) 既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
- a 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。
- b 更新する既存施設等は、㉒農山漁村定住促進施設のうちイの施設の機能を補完又は分担するものであること。
- c 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。
- (エ) 補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。
- (オ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局（農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等）からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- ウ 既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む。）は、㉒農山漁村定住促進施設のうちイの施設として整備する場合に限るものとする。
- なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
- (9) 1の(9)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設、⑳自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉓産地振興追加補完整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 本事業に2つの型を置き、㉓産地振興追加補完整備は一般型又は実需者連携型の事業として、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設及び⑳自然・資源活用施設のうち発電設備は実需者連携型の事業として実施するものとする。
- イ ㉓産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当するものであることが必要である。
- (ア) 土地改良施設及び営農用水施設に対する追加的な整備
- (イ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能を補完するための整備
- (ウ) 土地改良施設及び営農用水施設を利用した整備
- (エ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能向上を伴う更新整備
- (オ) 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備
- (カ) 不要施設の廃止
- (キ) 水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）
- ウ 畜産農家が活用できる事業は㉓産地振興追加補完整備の(8)に限る。
- エ 本事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の

栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の（1）に掲げる産地の高度化のための支援、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知）別表の事項の1の（6）の事業により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。

オ 本事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

（ア）畑地（不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。）を対象とすること。

（イ）対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われているなど、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。

（ウ）当該地域における当該作物の生産を、都道府県が産地として振興していることが確認できること。

カ 本事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

（ア）畑作物を対象とすること（水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。）。

（イ）生産者、実需者（当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。）及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、次の内容を含む計画が定められていること。

a 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し

b 実需者の農畜産物の需要の見通し

c 各年度における取組内容が明記された年次計画（最低3年間）

キ ⑦産地振興追加補完整備のうち（9）から（11）まで、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、1の表の⑦産地振興追加補完整備のうち（1）から（8）までのいずれか（以下「基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

ク ⑦産地振興追加補完整備のうち（13）基本条件確保整備は、（1）から（12）までの整備を実施する地区（以下「本体整備地区」という。）の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。

（ア）本体整備が実施されている行政区内であること。

（イ）本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要があること。

（ウ）次のいずれかに該当すること。

a 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること（この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。）。

b 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること（この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。）。

c その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。

ケ ⑦産地振興追加補完整備のうち（13）基本条件確保整備における耕作放棄地等とは、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するものとし、（イ）又は（ウ）の要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成16年4月1日農林水産省告示第891号）第1号に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（人・農地プランと関連施策の連携について（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられたものをいう。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

（ア）現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

（イ）現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地

（ウ）現に耕作の目的に供されている農地であって、基盤整備地区に係る活性化法第6条第1項の規定に基づき、活性化計画を農林水産大臣に提出する時点において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

コ ⑬高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。

（ア）利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数÷年間管理費」以下であること。

（イ）利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

（ウ）事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。

サ ⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との



- 取引が確実になっている範囲に限る。
- シ ㉔自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉑農林水産物処理加工施設又は㉒農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設に附帯する設備とする。
- (10) 1の(10)において実施できる事業は、1の表の㉑農業集落道、㉒簡易給排水施設、㉓地域連携販売力強化施設、㉔農林漁業・農山漁村体験施設、㉕自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉖高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉑農業集落道及び㉒簡易給排水施設の整備に当たっては、対象地域が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であること。
- イ ㉒簡易給排水施設は、(7)のアの要件を満たすこと。
- ウ ㉓地域連携販売力強化施設及び㉖高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。
- エ ㉕自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉓地域連携販売力強化施設及び㉔農林漁業・農山漁村体験施設に附帯する設備とする。
- (11) 1の(11)において実施できる事業は、1の表の㉑土地改良施設保全、㉒農業集落道、㉓飲雑用水・防災安全施設、㉔小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型のうちアからオまで並びに㉕景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉑土地改良施設保全については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) (1)農道保全対策及び(2)安全施設整備については、受益面積がおおむね5ha以上であること。
- (イ) (3)農村のみち整備については、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。
- イ ㉔小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び㉕景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。
- (イ) 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。
- (ウ) 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。
- ウ ㉒農業集落道、㉓飲雑用水・防災安全施設、㉔小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまで及び㉕景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 環境創造区域であること。
- (イ) 地域住民等による土地改良施設（土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。）等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。
- (ウ) ㉑農業集落道、㉓飲雑用水・防災安全施設及び㉔小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまでを実施する場合には、㉕景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。
- (12) 1の(12)において実施できる事業は、1の表の㉑高生産性農業用機械施設、㉒農林水産物処理加工施設及び㉓農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設及び㉔自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定計画」という。）に従って事業を行う認定事業者でなければならない。
- イ 本事業のために生産される新用途米穀は、認定計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。
- ウ 2の事業実施主体のうち、計画主体が指定した者である民間事業者が本事業を実施する場合においては、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であること。
- エ ㉑高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。
- オ ㉔自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉑農林水産物処理加工施設及び㉒農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設に附帯する設備とする。
- (13) 1の(13)において実施できる事業は、1の表の㉑自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。
- イ 地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。また、当該目標の達成状況については、本要領第16に定める事業実施後の評価の際に評価を行うこと。
- ウ ㉑自然・資源活用施設のうち、発電設備については、別表2の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の施設に附帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。
- (14) 1の(14)において実施できる事業は、1の表の㉑指定棚田地域保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第12条の規定の適用を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づくものであること。
- イ ㉑指定棚田地域保全整備のうちアからオについては、土地改良施設保全等以外の事業メニュー又は㉑指定棚田地域保全整備のうちカからケと併せ行うものとする。

- ウ ㊸指定棚田地域保全整備のうちアからエについては、次の（ア）から（ウ）のすべて又は（エ）の要件を満たすものとする。
- （ア）勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域であること。
- （イ）ア及びイについては、（ア）に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上とする。
- （ウ）エについては、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。
- （エ）㊸指定棚田地域保全整備のうちク及びケのいずれかの事業と併せて行うものとする。
- エ ㊸指定棚田地域保全整備のうちオ及びコについては、ウの（ア）を満たすものとする。

### 3 事業実施主体

- （1）1の（1）の事業内容にあつては、PFI事業者は、1の表の㊶地域連携販売力強化施設及び㊷リサイクル施設に限るものとする。
- （2）1の（7）の事業内容にあつては、都道府県は、1の表の㊸高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㊹農業集落道及び㊺簡易給排水施設に限るものとする。
- （3）1の（10）の事業内容にあつては、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、PFI事業者、NPO法人及び地域協議会は、1の表の㊻農業集落道及び㊼簡易給排水施設に限るものとする。
- （4）1の（11）の事業内容にあつては、都道府県、地方公共団体等が出資する法人及び地域再生推進法人は、1の表の㊽農業集落道、㊾飲雑用水・防災安全施設、㊿小規模農林地等保全整備のうち（3）環境創造・保全型及び㊿景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型に、農業協同組合及び土地改良区は、1の表の㊿土地改良施設保全のうち（1）農道保全対策及び（2）安全施設整備、㊽農業集落道、㊾飲雑用水・防災安全施設、㊿小規模農林地等保全整備のうち（1）景観保全型及び（3）環境創造・保全型並びに㊿景観・生態系保全整備に、農業協同組合連合会、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会及び土地改良区連合は、1の表の㊿土地改良施設保全のうち（1）農道保全対策及び（2）安全施設整備に、農林漁業者の組織する団体は、㊽農業集落道、㊾飲雑用水・防災安全施設、㊿小規模農林地等保全整備のうち（1）景観保全型及び（3）環境創造・保全型並びに㊿景観・生態系保全整備に限るものとする。
- （5）1の（13）の事業内容にあつては、NPO法人は、本要領第3の3の（1）及び（2）の要件のうち、（2）の要件のみを満たす法人を含むものとする。

### 4 交付額算定交付率

- （1）1の（1）で実施する㊿高生産性農業用機械施設のうち、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。）の別表第1に掲げる農業用機械（水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械を除く。）については1/3、㊿高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械及び局長通知の別表第3に掲げる農業用施設については4.5/10とする。
- （2）次の要件を満たす地域の交付額算定交付率は、5.5/10以内とする。
- 1の表の㊿連絡農道、1の（1）で実施する㊿小規模農林地等保全整備の（2）集落機能・地域景観型のうち、ア、オ、キ又はク（この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。）を実施する場合であつて、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）において、林野率がおおむね50%以上であり、かつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。
- ア 農業生産基盤、別表2の（2）生活環境施設の整備に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要がある地域であること。
- イ 地域資源の効率的な利用を図ることができるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。
- ウ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。
- （3）1の（1）の事業内容を本要領第2の5の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人（森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について（森林整備・林業等振興整備交付金）（平成25年5月16日付け25林政経第107号農林水産省林野庁長官通知。以下「林業交付金運用通知」という。）の別表1の9の（2）の㊿のイ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。）が事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の9の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。
- （4）1の表の㊿林業機械施設については4.5/10とする。
- （5）1の表の㊿農林水産物集出荷貯蔵施設のうちイの施設のうち製氷冷蔵施設については4/10とする。
- （6）1の（6）の事業内容にあつては5.5/10とする。
- （7）1の（7）で実施する㊽農業集落道のうち、原則として、農業集落道を整備しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）において、林野率がおおむね50%以上であり、かつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域にあつては5.5/10とする。
- ア 農業生産基盤、別表2の（2）生活環境施設の整備に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要がある地域であること。
- イ 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。

- ウ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。
- (8) 1の表の㉗産地振興追加補完整備の(1)農業用排水施設から(9)生産環境整備まで及び(13)基本条件確保整備について、別表1の交付額算定交付率欄の(1)から(8)までのいずれかに該当する地域(以下「七法指定地域等」という。)は5.5/10、奄美群島は6/10とする。
- (9) 1の表の㉘土地改良施設保全について、七法指定地域等は5.5/10、奄美群島は6/10とする。
- (10) 1の(11)で実施する事業のうち、1の表の㉙小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び㉚景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する事業の場合、奄美群島は5.2/10以内、㉛農業集落道、㉜飲雑用水・防災安全施設、㉝小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉞景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する事業の場合、七法指定地域等は5.5/10とする。
- (11) 1の(14)の事業内容にあつては5.5/10とする。

## 第2 森林資源利活用支援

### 1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設
- (2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設

事業メニュー	事業の内容
新規就業者等技術習得管理施設 ㉑新規就農者等技術習得管理施設	林業技術・経営管理能力等の習得のための研修施設、木材加工実習施設、林業実習林整備等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉒地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉓リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械、移動式チップパー、汎用機械、木材チップ加工施設、機械保管倉庫、作業路網等及びこれらの附帯施設の整備
㉔自然・資源活用施設	ア バイオマス熱電供給設備及びこれらの附帯施設の整備 イ 小型水力発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㉖景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設(魚道等)、緑の回廊(植栽、植木等)等及びこれらの附帯施設の整備

### 2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉑新規就農者等技術習得管理施設、㉓リサイクル施設、㉔自然・資源活用施設、㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設、㉖景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知)における特定市町村又は準特定市町村であつて、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。
- (ア) 振興山村地域
- (イ) 過疎地域
- (ウ) 特定農山村地域であつて、林野面積の占める比率が75%以上、かつ人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの
- イ ㉔自然・資源活用施設のうちイの施設については、㉑新規就農者等技術習得管理施設に附帯する設備とする。
- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉒地域連携販売力強化施設及び㉔自然・資源活用施設のうちイの施設とし、事業実施に当たつての細則は次のとおりとする。
- ア 森林の保健機能増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第3号の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は受けることが確実と見込まれる地域(以下「森林保健機能増進計画認定地域」という。)において実施するものとする。
- イ 整備する施設は、原則として木造とする。
- ウ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であつて、このうちの森林所有者の所有する森林の面

積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

エ 事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。

オ ㉔自然・資源活用施設のうちイの施設については、㉗地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。

(3) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

### 3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

## 第3 漁村振興支援

### 1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、安全・安心な暮らしの確保、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設等 ㉑簡易給排水施設	生活雑排水等の流入する水路等の浄化設備、既存排水処理施設の機能強化に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
㉒飲雑用水・防災安全施設	ア 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水、配水等、取水から配水までの施設及びこれらの附帯施設(配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を除く。)の整備 イ 漁村等の保全と防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設、救命・救急用資機材や非常用食料・救援物資の備蓄保管庫、防災対策に必要な施設や避難のための階段や手すり、非常用電源を確保するための施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(I T関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉘地域資源活用起業支援施設	地域の就業機会創出のための、遊漁、ダイビング等地域資源を活用した地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林、増殖施設、釣りやダイビングと漁業との調整用の魚礁等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉙リサイクル施設	集落内で発生する生ゴミ、汚泥等をリサイクルするための施設及びこれらの附帯施設の整備
㉚自然・資源活用施設	ア 漁港施設や共同利用施設への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備 イ コージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
㉜船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(トイレ、休憩所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
㉝景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

## 2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第 67 号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。
  - ア 1 の表の㉒飲雑用水・防災安全施設のうちイの施設、㉓リサイクル施設及び㉔自然・資源活用施設のうちアの施設について、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実である場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
  - イ 1 の表の㉗地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ情報発信の前進基地としてその取組の紹介や P R 活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
  - ウ 1 の表の㉘地域資源活用起業支援施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合、海域についても実施地域の対象とすることができる。
- (2) 1 の表の㉔自然・資源活用施設については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2630 号水産庁長官通知）別表 5 の（2）のアの実施要件欄に掲げる施設とする。
 

また、㉔自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉗地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。
- (3) 1 の表の㉙景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項に規定する景観計画区域及び同法第 61 条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

## 第 4 産業導入地区支援

### 1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、農村に賦存する多様な地域資源を活用し、農業者等の地域住民の就業の場を確保することを趣旨として、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉑農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉒廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き屋等を活用した滞在施設や交流施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（I T 関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等の農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承のために必要な体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉘地域資源活用起業支援施設	農林水産物以外の地域資源を活用した施設（木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等を行う施設）等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉓リサイクル施設	間伐材や家畜ふん尿等を循環活用するための木材チップ加工施設、堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉔自然・資源活用施設	バイオマス熱電供給設備等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進、就業のために必要となる研修施設等及びこれらの附帯施設の整備

## 2 要件

- (1) 本事業により施設を整備する区域は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号。以下「農村産業法」という。）に基づく実施計画における「産業導入地区」（農村産業法第 5 条第 2 項第 1 号の区域）であること。
- (2) 本事業による施設を整備を通じて、1 施設当たり、新規に年間 3 人以上の常時雇用を創出すること。ただし、㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備を行う場合はこの限りではない。
- (3) 本事業の実施に当たって、農村産業法に基づく実施計画の策定又は変更が必要となる場合においては、本事業の事業実施計画と整合を図った適切な時期に、農村産業法に基づく実施計画の策定又は変更が確実に見込まれること。
- (4) ㉔自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉑農林水産物処理加工施設、㉒廃校・廃屋等改修交流施設、㉗地域連携販売力強化施設及び㉘農林漁業・農山漁村体験施設に附帯する設備とする。

## 2. 農山漁村交流対策型

本要件類別に該当する事業の実施については、農山漁村と都市との地域間交流等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第3までに掲げるとおりとする。

### (1) 事業実施主体

別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。

### (2) 交付額算定交付率

第1から第3までは1/2とする。ただし、第1において定めるものにあつては、この限りではない。

### (3) 対象地域

ア 第1の1の(1)の対象地域は、五法指定地域等とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。

(ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

(イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉓都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設及び㉘自然環境保全・活用交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

イ 第1の1の(2)、(3)及び(4)、第2並びに第3の対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。

## 第1 農村地域等振興支援

### 1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備
- (2) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備
- (3) 地域内外の住民の交流を図るため、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村がもつ多面的機能の発揮に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景
- (4) 指定棚田地域における棚田等の保全及び良好な景観の形成、自然環境の保全等の多面にわたる機能の維持による指定棚田地域の振興に関し必要な整備

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	ア 地域の総合案内・情報発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域特産品、地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所、伝統文化継承施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備
㉕木材利活用促進施設	都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備、木質内装への模様替え及びこれらの附帯施設の整備
㉖地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 ウ 地域内外の住民の交流のための農地を活用した農作業交流空間としての体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備 エ 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉙自然環境保全・活用交流施設	ア 農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備

	<p>イ 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>ウ 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような次の整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ) (ア)の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>エ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
⑩宿泊体験活動受入拠点施設	<p>子供たちの農山漁村宿泊体験に必要な次の施設等の整備</p> <p>ア 廃校・廃屋等改修 子供たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>イ 離れ、蔵、土蔵等改修 子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備</p> <p>ウ 宿泊体験活動施設整備 子供たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備</p> <p>エ 安全確保施設 子供たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備</p>
⑪教養文化・知識習得施設	<p>自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な自然・動植物観察施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
地域資源循環活用施設 ⑭自然・資源活用施設	<p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
地域住民活動支援促進施設 ⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	<p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
景観・生態系保全整備 ⑲景観・生態系保全整備 (1)景観保全型	<p>農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。</p> <p>ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。</p> <p>(ア)簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設</p> <p>(イ)簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等</p> <p>(ウ)飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設</p> <p>イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景</p> <p>ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景</p> <p>エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景</p> <p>オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景</p> <p>カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景</p> <p>キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景</p> <p>ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景</p>

	<p>コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景</p> <p>サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景  (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの  (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの  (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景</p> <p>セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景</p> <p>ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景</p> <p>タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景  ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。  (ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設  (イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設  (ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。）  (エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの</p> <p>(2) 環境創造型</p> <p>自然再生の視点に基づく次の整備とする。</p> <p>ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。  (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆  (イ) 法面の保護・補修  (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）  (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備  (オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。  (ア) 水田魚道  (イ) ビオトープ  (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巣ブロック等）  (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工  (オ) 緑の回廊（植栽、植木等）  (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等）  (キ) その他生態系の保全施設</p> <p>ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
<p>指定棚田地域保全整備  ⑩指定棚田地域保全整備</p>	<p>棚田の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持のために指定棚田地域において行う次の整備とする。</p> <p>ア 指定棚田地域における棚田内において、都市住民との交流促進のために行う遊歩道等の改修及び修景</p> <p>イ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景  (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの  (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの  (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>ウ 棚田の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。  (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆</p>



- (イ) 法面の保護・補修
- (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）
- (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備
- (オ) その他景観の保全施設の整備
- エ 棚田における生態系保全のために必要な次の整備
  - (ア) 水田魚道
  - (イ) ビオトープ
  - (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等）
  - (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工
  - (オ) 緑の回廊（植栽、植木等）
  - (カ) 土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等）
  - (キ) その他生態系の保全施設
- オ ウ及びエの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
- カ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

## 2 要件

(1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の②都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、④廃校・廃屋等改修交流施設、⑤木材利活用促進施設、⑥地域資源活用交流促進施設、⑦地域連携販売力強化施設、⑧農林漁業・農山漁村体験施設のうちのアからウまでの施設、⑨自然環境保全・活用交流施設のうちのアからウまでの施設、⑩教養文化・知識習得施設、⑭自然・資源活用施設、⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設及び⑯景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。

ア ⑤木材利活用促進施設については、次の要件を満たすものとする。

(ア) 既存施設の有効利用等を図る観点から、改築又は木質内装の模様替えに当たり、木材を使用する施工部分について交付対象とする。

(イ) 国庫補助事業（国の負担又は補助を得て実施する事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した施設（以下「補助施設」という。）本体の改築については10年以上、附帯施設については5年以上経過していることを条件とする。

(ウ) 補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。

イ ⑩教養文化・知識習得施設については、以下に定めることについて配慮等するものとする。

(ア) 事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。

(イ) 事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するものとする。

ウ ⑧農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、⑨自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに⑯景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とし、次の要件をすべて満たす地域で実施するものとする。

(ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域

(イ) 環境創造区域

(ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域

エ ⑭自然・資源活用施設については、②都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、④廃校・廃屋等改修交流施設、⑤木材利活用促進施設、⑥地域資源活用交流促進施設、⑦地域連携販売力強化施設、⑧農林漁業・農山漁村体験施設のうちのアからウまでの施設、⑨自然環境保全・活用交流施設のうちのアからウまでの施設又は⑩教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

オ ⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設については、次の要件を満たすものとする。

(ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農産第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。

(イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。

(2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の②都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、④廃校・廃屋等改修交流施設、⑦地域連携販売力強化施設、⑧農林漁業・農山漁村体験施設のうちのエの施設、⑨自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設、⑩宿泊体験活動受入拠点施設、⑩教養文化・知識習得施設、⑭自然・資源活用施設及び⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア ②都市農山漁村総合交流促進施設の中のイの施設、④廃校・廃屋等改修交流施設及び⑨自然環境保全・活用交流施設のう

ちエの施設の整備に当たっては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であることとする。

イ ㉗地域連携販売力強化施設、㉘教養文化・知識習得施設及び㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であることとする。

ウ ㉚宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

（ア）施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での子供たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。

（イ）事業の内容欄の（2）離れ、蔵、土蔵等改修については、子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れが母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。

（ウ）事業の内容欄の（3）宿泊体験活動施設整備については、子供たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量で、かつ既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない）。

エ ㉛自然・資源活用施設については、㉜都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉝廃校・廃屋等改修交流施設、㉞地域連携販売力強化施設、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設、㊱自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設、㊲宿泊体験活動受入拠点施設及び㊳教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

（3）1の（3）において実施できる事業は、1の表の㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㊱自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設、㊲自然・資源活用施設及び㊳景観・生態系保全整備のうち（1）景観保全型並びに（2）環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。

ア ㊳景観・生態系保全整備のうち（1）景観保全型については、次の要件を満たすものとする。

（ア）良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。

（イ）農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。

（ウ）事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。

イ ㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㊱自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㊳景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。

（ア）環境創造区域であること。

（イ）地域住民等による土地改良施設（土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。）等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。

（ウ）㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設及び㊱自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設を実施する場合には、㊳景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。

ウ ㊲自然・資源活用施設については、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設並びに㊱自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設に附帯する設備とする。

（4）1の（4）において実施できる事業は、1の表の㊴指定棚田地域保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第12条の規定の適用を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づくものであること。

イ ㊴指定棚田地域保全整備のうちオについては、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域で実施するものとする。

ウ ㊴指定棚田地域保全整備のうちカについては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であることとする。

### 3 事業実施主体

（1）1の（1）の事業内容にあつては、都道府県は、1の表の㉜都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉞地域資源活用交流促進施設、㉞地域連携販売力強化施設、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちア、イ及びウの施設、㊱自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設、㊳教養文化・知識習得施設、㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設並びに㊳景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型に、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、1の表の㉜都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉝廃校・廃屋等改修交流施設、㉞木材利活用促進施設、㉞地域資源活用交流促進施設、㉞地域連携販売力強化施設、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設、㊱自然環境保全・活用交流施設のうちアの施設、㊳教養文化・知識習得施設並びに㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㉝廃校・廃屋等改修交流施設、㉞地域連携販売力強化施設、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㊱自然環境保全・活用交流施設のうちア、イ及びウの施設並びに㊳景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型に、農業委員会及び漁業生産組合は、㉞地域連携販売力強化施設に、生産森林組合は、㉞木材利活用促進施設及び㉞地域連携販売力強化施設に、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、㉜都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉞地域資源活用交流促進施設、㉞地域連携販売力強化施設、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設、㊳教養文化・知識習得施設並びに㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、教育委員会は、㉜都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉞地域資源活用交流促進施設、㉟農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設並びに㊳教養文化・知識習得施設に、PFI事業者は、㉜都市農山漁村総合交流促進

施設のうちの施設、㉔地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうア及びイの施設並びに㉙教養文化・知識習得施設に、地方公共団体の一部事務組合は、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうアの施設並びに㉛木材利活用促進施設に限るものとする。

(2) 1の(2)の事業内容にあつては、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、PFI事業者、NPO法人及び地域協議会は、1の表の㉚都市農山漁村総合交流促進施設のうチイの施設、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうチエの施設及び㉚自然環境保全・活用交流施設のうチエの施設に、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、㉚都市農産漁村総合交流促進施設のうチイの施設、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうチエの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうチエの施設、㉙教養文化・知識習得施設及び㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、受入地域協議会は、㉜宿泊体験活動受入拠点施設に限るものとする。

(3) 1の(3)の事業内容にあつては、都道府県、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人は、1の表の㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうチウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうチイ及びウの施設並びに㉝景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に限るものとする。また、㉞のうち(1)にあつては、農林漁業者の組織する団体は法人に限るものとする。

#### 4 交付額算定交付率

(1) 1の(1)で実施する事業のうち、㉗地域連携販売力強化施設については、本要領第3の5の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人(林業交付金運用通知の別表1の9の(2)の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。)が事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の9の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

(2) 1の(1)で実施する事業のうち、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうチウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうチイ及びウの施設並びに㉝景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、5.5/10とする。

(3) 1の(3)で実施する事業のうち、㉝景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する場合、奄美群島は5.2/10以内、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうチウの施設、㉚自然環境保全・活用交流施設のうチイ及びウの施設並びに㉝景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する場合、七法指定地域等は5.5/10とする。

(4) 1の(4)の事業内容にあつては5.5/10とする。

## 第2 森林資源利活用支援

### 1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設
- (2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設
- (3) 地域材の利用促進に資するものであって、波及効果の高い公共施設

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉚都市農山漁村総合交流促進施設	特産品・文化財の展示、木材加工体験及び伝統文化継承等の都市と山村の交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設の整備
㉚廃校・廃屋等改修交流施設	都市と山村の交流施設等として活用する廃校、廃屋等の改修等及びこれらの附帯施設の整備
㉛木材利活用促進施設	姉妹都市等の提携を行っている相手方の地域材を利用した公共施設の整備又は条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の公共施設における木造施設、木製外構施設等の整備若しくは木質内装への模様替え及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	ア 木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉚自然環境保全・活用交流施設	林間広場施設(森林浴歩道、林間広場、キャンプ場、バンガロー、炊事施設、林間木製遊具施設等)、森林空間管理施設(総合案内施設、鳥獣保護施設、山火事防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等)等及びこれらの附帯施設の整備
㉙教養文化・知識習得施設	林業・山村に対する理解を促進するための教養文化・知識習得施設及びこれらの附帯施設の整備

地域資源循環活用施設 ⑳自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設等及びこれらの付帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの付帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㉒景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの付帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設（魚道等）、緑の回廊（植栽、植木等）等及びこれらの付帯施設の整備

※ 事業の内容欄の付帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

## 2 要件

(1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設、㉓廃校・廃屋等改修交流施設、㉔農林漁業・農山漁村体験施設、㉕自然環境保全・活用交流施設、㉖教養文化・知識習得施設、㉗自然・資源活用施設、㉘高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設及び㉙景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であって、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ア) 振興山村地域

(イ) 過疎地域

(ウ) 特定農山村地域であって、林野面積の占める比率が75%以上、かつ人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの

イ ㉒自然・資源活用施設については、㉒都市農産漁村総合交流促進施設、㉓廃校・廃屋等改修交流施設、㉔農林漁業・農山漁村体験施設、㉕自然環境保全・活用交流施設及び㉖教養文化・知識習得施設に付帯する設備とする。

(2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉚地域連携販売力強化施設、㉛農林漁業・農山漁村体験施設、㉜自然環境保全・活用交流施設、㉝教養文化・知識習得施設及び㉞自然・資源活用施設とし、事業実施に当たっての細則は次のとおりとする。

ア 森林保健機能増進計画認定地域において実施するものとする。

イ ㉕自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設（以下「連絡道等」という。）については、当該地域の区域外においても整備できるものとする。

ウ 整備する施設は、原則として木造とする。

エ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうち一の森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

オ 連絡道等以外の事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。

カ ㉕自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。

キ ㉒自然・資源活用施設については、㉚地域連携販売力強化施設、㉛農林漁業・農山漁村体験施設、㉜自然環境保全・活用交流施設及び㉝教養文化・知識習得施設に付帯する設備とする。

(3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の㉟木材利活用促進施設及び㊱自然・資源活用施設とし、事業実施に当たっての細則は次のとおりとする。

ア 1の表の㉟木材利活用促進施設の事業内容に基づき実施する地域で実施するものとする。

イ 整備する施設は原則として地域産の木材を利用することとする。

ウ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）残存期間が10年以上ある施設であることとする。

エ 整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなど営利を目的とする施設は対象としない。

オ 他府省の所管の国庫補助事業の対象となっている施設等については対象としない。

カ ㊱自然・資源活用施設については、㉟木材利活用促進施設に付帯する設備とする。

(4) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

## 3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林

組合であって収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

### 第3 漁村振興支援

#### 1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等の多様な機能を併せ持つ総合交流施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園等の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備
㉖地域資源活用交流促進施設	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	ア 自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉙自然環境保全・活用交流施設	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉚教養文化・知識習得施設	漁業・漁村の理解促進に資する伝統文化の学習、自然観察等を行うための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉛自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉜高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
㉝船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
㉞景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

#### 2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

(1) 原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。

ア 1の表の㉖地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

イ 1の表の㉗地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

- ウ 1の表の㉔自然環境保全・活用交流施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、海域も実施地域の対象とすることができる。
- (2) 海洋深層水体験施設は、次の条件をすべて満たすものとする。
- ア 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。
  - イ 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。
  - ウ 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。
- (3) 1の表の㉘農林漁業・農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。
- また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- (4) 1の表の㉚自然・資源活用発電施設については、㉓都市農産漁村総合交流促進施設、㉜廃校・廃屋等改修交流施設、㉞地域資源活用交流促進施設、㉟地域連携販売力強化施設、㊱農林漁業・農山漁村体験施設、㊲自然環境保全・活用交流施設又は㊳教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。
- (5) 1の表の㊴景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

別表 4 事業実施主体

事業実施主体	農山漁村定住促進対策型														農山漁村交流対策型										
	第 1							第 2							第 1			第 2							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
都道府県	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地方公共団体の一部事務組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地方公共団体等が出資する法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画主体が指定した者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域再生推進法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域協議会																									
受入地域協議会																									
教育委員会																									
農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業協同組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林漁業者の組織する団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地改良区	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
土地改良区連合																									
数人共同して土地改良事業を行う者																									
農業委員会	○														○										
農地中間管理機構																									
森林組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生産森林組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森林組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
流域森林・林業活性化センター																									
地方公共団体の組合																									
特別区																									
地方公共団体が組織する法人																									
漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業生産組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業協同組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水産業協同組合																									
中小企業等協同組合																									
一般社団法人又は一般財団法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
PFI事業者	○														○										
NPO法人																									

参考様式1

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)事業実施計画

計画主体名	計画期間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

- 計画主体名
- ・市町村名にはふりがなをふること。
  - ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。
- 計画期間
- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。
- 連絡先
- ・共同計画の場合は行を追加し、すべての計画主体の連絡先を記入すること。
  - ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。
- メールアドレス



## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠

## II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第1評価指標の設定根拠		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第2評価指標の設定根拠		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第3評価指標の設定根拠		

評価期間(原則として3年間の効果発現状況を把握する期間)	評価報告予定年(評価期間の終了直後の9月末日まで)
令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和 年

【記入要領】

全般

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・評価指標の記載に当たっては実施要領及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

# 事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)を活用するに当たっては、実施要領に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

## 1. 第1評価指標(必須)及び第2評価指標(任意)について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	雇用者数(新規就農者等を含む)の増加
	○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。 新規常時雇用者数(人) ＝(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)【目標値】－既存施設等の常時雇用者数(人)【現状値】)
2	地域産物の販売額の増加
	○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) ＝(地域産の農林水産物の販売額(千円)【目標値】－地域産の農林水産物の販売額(千円)【現状値】)
3	定住人口の維持・増加
	○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転入人数の増加数＝(転入人数(人)【目標値】－転入人数(人)【現状値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転出人数の減少数＝(転出人数(人)【現状値】－転出人数(人)【目標値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転入人数の減少の抑制数＝(転入人数(人)【目標値】－転入人数(人)【予測値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転出人数の増加の抑制数＝(転出人数(人)【予測値】－転出人数(人)【目標値】)
4	滞在者数及び宿泊者数の増加
	○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人) ＝(滞在者数及び宿泊者数(人)【目標値】－既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)【現状値】)
5	交流人口の増加
	○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域における交流人口の増加数(人)＝(計画区域外からの入込客数(人)【目標値】－計画区域外からの入込客数(人)【現状値】)

注1：目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

注2：現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

(例：活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25＝50、H26＝100、H27＝150を平均し100とする)

注3：予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。

注4：評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。

※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※小数第1位まで求めること(※小数第2位以下を四捨五入)。

(算出例①)年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合： $(5人+4人+4人) \times 12ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 4.33 \div 4.3$

(算出例②)1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合：

$(3人+5人+5人) \times 5ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 1.81 \div 1.8人$

注5：評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注6：評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住(都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有すること)をする者を含むものとする。

注7：評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注8：評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、すべてを含めた入込客とする。

## 2. 第3評価指標(必須)について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

指標設定の例1 事業活用活性化計画目標：子ども農山漁村の交流 第3評価指標：小学生の自然体験教室開催○回

指標設定の例2 事業活用活性化計画目標：農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標：新商品開発○件

Ⅲ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
合 計											

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
- 事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。
- 「農泊推進対策」で実施する場合には、備考の欄に「農泊」と関連するものを明記すること。
- (※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）をいう。

#### IV 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

**【記入要領】**

- ① 交付対象となる事業のうち、実施要領第6に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ② 連携する施策名には、実施要領第6に掲げる施策を記載すること。
- ③ 事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④ 地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤ 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

# 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項 目		記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	県名（コード）	「県名」、「県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する県名及び当該県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。 なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合は「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合は「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合には計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特定豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び指定棚田地域とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9	他の施策との連携	離島振興計画 「1」を記入すること。
10		輸出促進に資する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
11	耕作放棄地の解消に向けた取組	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実に見込まれる場合とする。
12	地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業	地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14	定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15	国土強靭化施策	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靭化地域計画に位置付けられている事業である場合には、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

記入上の注意

項目	項目
16	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「農」と福祉の連携プロジェクトの取組は「2」、「農観連携プロジェクトの取組」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「ジオパークによる地域活性化の取組」は「6」を記入すること。
17	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19	国営農地再編整備事業実施要綱に定める次世代農業農村振興計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20	棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条第2項に定める指定棚田地域振興活動計画に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21	事業メニュ番号は、実施要領別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
22	<p>①事業メニュ番号は実施要領別表2の事業メニュ番号、<b>「創意工夫発揮事業」</b>又は<b>「農山漁村活性化施設整備附帯事業」</b>を正確に記入すること。</p> <p>②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュ番号毎、また、一つの事業メニュ番号の実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。</p> <p>ただし、一つの事業メニュ番号の実施が複数の要件類別等に該当する場において、交付額算定交付率と同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。</p> <p>③実施要領別表2の事業メニュ番号⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュ番号」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。</p>
23	実施しようとする実施要領別表3の事業メニュ番号に対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が增大される事業メニュ番号に係る要件類別等（複数の事業メニュ番号の効果を増大する場合は代表の事業メニュ番号の要件類別等）を記入すること。
24	事業内容及び事業量 (例)「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」、「農産物包装機械：1台」 棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容を記入すること。 (例)「農産物直売施設：1棟、500㎡」等
25	事業実施期間 (例)平成28年度から平成30年度まで実施する場合は「H28～H30」と記載
26	事業実施主体 (例)●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
27	全体事業費 事業メニュ番号ごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
28	交付対象事業費 事業メニュ番号ごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。

項目	記入上の注意
29	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
30	事業メニューごとに、実施要領別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
31	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
32	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
33	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度未進拂率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相額がない場合には「該当なし」と、同相額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
34	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
35	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
36	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
37	①事業費計 「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
38	②市町村附帯事務費 市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農振局長通知）により定められていることに留意すること。
39	③県附帯事務費 県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農振局長通知）により定められていることに留意すること。
40	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。
41	共同で計画作成を行う場合の内訳 計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。



# V 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画

事業別内容	計画の提出年度	新規・変更の区別 新規「1」変更「2」	都道府県		計画主体		市町村名	地区名	地域指定状況								計画期間 最終年度	離島振興 計画	輸出促進 条件整備	耕作放棄 地の解消に 向けた取組	地域再生 計画							
			名称	コード (地方公共 団体コード 番(総務 省))	名称	コード (地方公共 団体コード 番(総務 省))			山村 振興 地域	山村 振興 地域	特定 農山 農村 地域	半島 振興 地域	離島 振興 地域	豪雪 地域	急傾 斜地	奄美 群島						指定 棚田 地域						
事業別内容																												
①事業費計																												
②市町村等附帯事務費																												
③県附帯事務費																												
総合計(①+②+③)																												
共同で計画作成を行う場合の内訳																												
〇〇町	事業費(ハード)																											
	市町村等附帯事務費																											
××県	事業費(ハード)																											
	都道府県等附帯事務費																											
	市町村等附帯事務費																											







(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ふりがな
計画主体名	活性化計画名
計画期間 事業実施期間	総事業費 (交付金)
活性化計画目標	事業活用活性化計画目標
年度 ~ 年度 ~	千円 (      千円)

計画主体 確認の日付	年    月    日	年    月    日
	農林水産省 確認の日付	

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。			
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。			

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか			
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか			
1-5	事業の推進体制は確立されているか			
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか			
1-7	計画期間・実施期間は適切か			
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか			
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か			
1-10	活性化計画区域の設定は適切か			

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか			

2-2	<p>土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。</p>			
	<p>実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
2-3	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>			
2-4	<p>増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>			
2-5	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>			
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p> <p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農山村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>			

				上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか					
2-6				事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか					
2-7				個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか					
2-8				施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か					
				地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか					
				近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか					
				利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか					
				施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか					
				ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか					
2-9				施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか					
2-10				事業費積算等は適正か					
				過大な積算としていないか					
				建設・整備コストの低減に努めているか					



								附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか） 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）
2-11						整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		
2-12						施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		
2-13						体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		
2-14						交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か 実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く） 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）		
2-15						地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		

					地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか			
					生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか			
					1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか			
					6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか			
2-16					事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			
2-17					入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か			
2-18					整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）			
					収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか			
2-19					他の事業との合休施設等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか			
2-20					他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）			
2-21					生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか			
2-22					他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか			

2-23	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）</p>			
------	---	--	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。

(参考様式3) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画

事業別内容	計画の提出年度	新規・変更の区別 新規「1」 変更「2」	都道府県		計画主体		市町村名	地区名	地域指定状況							計画期間 最終年度	離島振興 計画	輸出促進 条件整備	耕作放棄 地の解消に 向けた取組	地域再生 計画							
			名称	コード (地方公共 団体コード 番(総務 省))	名称	コード (地方公共 団体コード 番(総務 省))			山村 振興 地域	山村 振興 地域	半島 振興 地域	半島 振興 地域	豪雪 地域	急傾 斜地	奄美 群島						指定 棚田 地域						
事業別内容																											
①事業費計																											
②市町村等附帯事務費																											
③県附帯事務費																											
総合計(①+②+③)																											
共同で計画作成を行う場合の内訳																											
〇〇町	事業費(ハード)																										
××県	市町村等附帯事務費																										
	事業費(ハード)																										
	都道府県附帯事務費																										
	市町村等附帯事務費																										







(参考様式4)

番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿  
(〇〇都道府県知事 殿)

事業実施主体名(計画主体名)  
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 印

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)交付決定前着手届

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)第9の2の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

記

- 1 活性化計画の名称
- 2 事業メニュー名及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

- 注：1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 計画主体(事業実施主体である計画主体を含む)が本届を提出する場合は、提出先を当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)とする。



(参考様式5)

番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿  
(〇〇都道府県知事 殿)

事業実施主体名  
代表者氏名 〇〇〇〇 印

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

令和〇〇年度において農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）で取得又は効用の増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
  - (1) 活性化計画の名称
  - (2) 事業実施主体名
  - (3) 施設等の所在地
  - (4) 施設等の構造及び規格、規模等
  - (5) 事業費
    - ア 交付金
    - イ その他の負担金
  - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
  - (1) 災害の原因  
年 月 日台風第〇〇号による強風  
(〇〇气象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
  - (2) 被災の程度  
〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損  
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 活性化計画及び事業実施計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他農林水産大臣が必要と認める書類

(参考様式6)

### 事業活用活性化計画目標等評価報告書

作成日： 年 月 日

ふりがな	
活性化計画名	
ふりがな	
計画主体名	
計画主体コード	
計画期間	
事業実施期間	
活性化計画区域	

#### 1 事業活用活性化計画目標の評価等

##### (1) 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) $C = B / A$	備考

(コメント)

(2) 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名		
事業内容及び事業量		
事業実施主体		
管理主体		
事業着手年度	事業竣工年度	供用開始日
事業の効果		

(3) 総合評価及び今後の方針

(コメント)
--------

(4) 第三者の意見

第三評価者	(所属)	(氏名)
(コメント)		

2 活性化計画の目標の評価等

(1) 活性化計画の目標の達成状況

活性化計画の 目標及び達成度	目標		
	目標値 A	実績値 B	達成率 $C = B / A$

## (2) 今後の方針

(コメント)

## (3) 第三者の意見

第三評価者	(所属)	(氏名)
(コメント)		

### 【記入要領】

- (1) 計画主体コードは年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
- (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は実施要領第16の1の(3)のア及びイに基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
- (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は、事業メニューごとに作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果）を幅広く記入すること。